

西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画  
策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月  
西条市

西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画  
策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、西条市（以下、「本市」という。）が発注する「西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務」（以下、「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(3) 業務内容

別紙「西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務仕様書」（以下、仕様書）のとおりとする。なお、仕様書の内容は、今後の提案内容等を受けて変更することができる。

(4) 業務期間

本業務は、令和6年度から2年間を予定しており、それぞれ単年度契約とする。各年度の委託期間を次のとおりとする。

令和6年度：契約締結日～令和7年3月14日

令和7年度：契約締結日～令和8年3月13日（予定）

(5) 提案限度金額

25,395,000円（消費税等相当額を含む）

令和6年度：10,395,000円

令和7年度：15,000,000円

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである為、見積書を提出する際は、提案限度金額を超えてはならない。

(6) 提案内容の範囲

本業務は2カ年度のうち、初年度の業務であるが、提案内容は全体業務（令和6年度と令和7年度）として提案を行うものとする。

※なお、令和7年度は、令和6年度の業務実績等を勘案し、予算の範囲内において随意契約を行う予定である。ただし、令和7年度の委託業務

については、当該業務に係る予算措置が講じられた場合に限るものとし、継続した委託契約を確約するものではない。

(7) 支払い条件

単年度契約ごとの支払いとする。

3 担当課（事務局）

- (1) 担 当 部 署 西条市建設部都市計画課都市計画係
- (2) 担 当 者 藤田、越智
- (3) 所 在 地 〒793-8601 西条市明屋敷164番地
- (4) 電 話 番 号 0897-52-1238（直通）
- (5) F A X 番 号 0897-52-1260
- (6) メールアドレス toshi@saijo-city.jp

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

| 実施内容          | 実施期間又は期日         |
|---------------|------------------|
| 公募開始日（質問受付開始） | 令和6年7月5日（金）      |
| 質問書提出期限       | 令和6年7月12日（金）     |
| 質問書に対する回答予定日  | 令和6年7月17日（水）     |
| 参加表明書提出期限     | 令和6年7月19日（金）     |
| 参加資格審査結果通知日   | 令和6年7月26日（金）     |
| プレゼンテーション日程通知 | 令和6年7月26日（金）     |
| 辞退届の提出期限      | 令和6年8月8日（木）      |
| 提案書等の提出期限     | 令和6年8月9日（金）      |
| プレゼンテーション     | 令和6年8月19日（月）【予定】 |
| 審査結果通知・公表     | 令和6年8月下旬【予定】     |
| 業務委託契約の締結     | 令和6年8月下旬【予定】     |

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日から業務委託契約日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、共同企業体（JV）による応募は認めない。

- (1) 対象業務における西条市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成28年西条市訓令第1

- 0号)による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
  - (7) 西条市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (8) 国税及び地方税に滞納がないこと。
  - (9) 愛媛県内に契約権限を有する本店、支店又は営業所を有すること。
  - (10) 本業務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
  - (11) 建設コンサルタント登録規定による都市計画及び地方計画部門登録があり、過去10年以内(平成26年度～令和5年度)に、次に掲げる同種業務を元請として受託した実績があること。

**【同種業務】**

地方公共団体が発注する「市町村都市計画マスタープラン」又は「立地適正化計画」の策定業務

- (12) 特記仕様書に記載する配置技術者の要件を満たすこと。
- (13) その他、仕様書に定める要件を満たすこと。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、様式第1号「参加表明書」及び必要書類を提出すること。

### (1) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年7月19日(金)午後5時15分(必着)

イ 提出場所：3に示すとおり

ウ 提出方法：持参又は書留郵便(持参の場合、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

### (2) 提出書類

内容は次のとおりとする。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

※会社案内（パンフレット）などがある場合は添付すること。

ウ 西条市における業務受託実績表（様式第3号）

※テクリス又は契約書の写し等を添付すること。

エ 業務実施体制（様式第4号）

オ 業務従事者情報（様式第4-1、4-2、4-3号）

カ 西条市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第5号）

キ 委任状（様式第6号）

※対象業務において代理人を置く場合に限る

ク 業務従事者の資格書の写し等

### （3）提出部数

・紙媒体：2部（正本1部、副本1部）

・PDF形式データで格納したCD-R等の電子記録媒体1部

（電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名についてはデータ内容及び提出者が明確に分かるようにすること。）

### （4）その他

提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

### （5）参加資格の審査

ア 提出書類から別紙「特記仕様書」、「5 参加資格要件」及び別表「（1）事業者の評価（配点の内訳）」に基づき参加資格の審査を行い、令和6年7月26日（金）までに参加資格の審査結果について、参加表明のあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。

イ 参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

ウ 参加表明者が4者以上ある場合は、本実施要領3に定める担当課（事務局）において別表「（1）事業者の評価（配点の内訳）」に基づき評価した結果から上位3者程度を選定する。

エ 提案者が1者であっても、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、本プロポーザルを実施する。

## 7 非選定理由に関する事項

（1）様式第1号「参加表明書」を提出した者のうち、提案書を提出してい

ただく者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を市長（都市計画課）から書面（非選定通知書）で通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長（都市計画課）に対して書面で非選定理由の説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市建設部都市計画課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（※休日を除く。）

- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

## 8 質問の受付

本プロポーザルに対する質問がある場合は、質問書（様式第7号）により提出すること。質問が無い場合は、質問書の提出は必要ない。

- (1) 提出期限：令和6年7月12日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式第7号）を本実施要領3（6）宛に電子メールで提出すること。
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、令和6年7月17日（水）に西条市ホームページ上で公表する。

## 9 辞退届の提出

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法により辞退を申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。

- (1) 提出書類：辞退届（様式第8号）
- (2) 提出期限：令和6年8月8日（木）まで
- (3) 提出方法：  
持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵送により提出すること。
- (4) 提出先：3に示すとおり

## 10 提案書の提出

参加事業者は、以下の要領で企画提案書（様式第9号）等を作成し提出すること。

### (1) 提出部数

ア 紙媒体2部（正本1部、副本1部）

イ PDF形式データで格納したCD-R等の電子記録媒体1部

※電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名については、データ内容及び提出者が明確に分かるようにすること。

### (2) 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時15分まで

### (3) 提出方法

持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は書留郵便により提出すること。

### (4) 提出先

3に示すとおり

### (5) 提案書記載事項

#### ①業務実施方針

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 様式   | 任意様式   |
| 規格   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ A列4判（片面印刷）、用紙縦置き、横書きとし、左綴じ2ページ以内に収めること。</li><li>・ 文書、イラスト、表等を用い、簡潔かつ明瞭に記述すること。</li></ul> |
| 記載事項 | 実施手順、実施方法を記載すること。  |

#### ②工程表

| 項目   | 内容                       |
|------|--------------------------|
| 様式   | 様式第12号                   |
| 規格   | A列3判1ページ以内               |
| 記載事項 | 本業務の工程計画をバーチャート等で記載すること。 |

#### ③企画提案（特定テーマ）

| 項目 | 内容   |
|----|------|
| 様式 | 任意様式 |

|      |                    |                            |
|------|--------------------|----------------------------|
| 規格   | 各テーマA列4判1ページ以内とする。 |                            |
| 記載内容 | テーマ①               | 現行計画の評価・検証手法に関する提案         |
|      | テーマ②               | 本市のまちづくり動向を踏まえた計画内容の提案     |
|      | テーマ③               | 効果的な防災指針作成に関する提案           |
|      | テーマ④               | 住民や策定委員会等との合意形成に対する提案      |
|      | テーマ⑤               | 追加提案<br>(独自の提案やアピールポイントなど) |

#### ④見積書

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 様式   | 様式第10号  |
| 記載内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税等相当額を除いた額とすること。</li> <li>・ 作成した提案書を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書(任意様式)を添えて見積書を提出すること。なお、各業務及び各年度の事業費内訳を明確に作成すること。</li> <li>・ 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費、消費税等相当額及び合計額を記載すること。</li> <li>・ 委託費積算の再見積を依頼した場合は協力すること。</li> </ul> |

#### (6) 提案書作成上の留意事項

ア 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

イ 提案書にはページ番号を付すこと。

ウ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページに注釈をつけること。

エ ①業務実施方針、②工程表、③企画提案(特定テーマ)の各書類について、企業名を表示しないこと。

#### 1.1 選定方法(プレゼンテーション)

(1) 実施日時 令和6年8月19日(金)



※実施場所及び時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

## (2) 実施方法

ア 20分以内のプレゼンテーション及び10分以内のヒアリング審査を実施する。

イ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

ウ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出受付が遅い者からとします。

エ プレゼンテーションは、事前に提出した提案書内容により行うこととする。パワーポイントを使用する場合は、提案書の内容をそのまま使用することとし、資料の追加や修正は認めない。(体裁や文字の大きさ等の簡易な修正は認めることとする。)

オ プレゼンテーションの資料やスライド中には、企業名や身分がわかるような表示をしないこと。ヒアリングにおいても企業名等がわかるような表現をしないこと。

カ パワーポイントの使用に必要な機材は参加者が準備すること。大型ディスプレイ(65インチ程度)及びHDMIケーブルについては、本市が準備する。

キ プレゼンテーションが20分を過ぎたら、途中でも打ち切るものとする。

ク プレゼンテーションは非公開とする。

## 1.2 事業者の選定(審査方法)

- (1) 本市が設置する審査委員会において、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定する。審査委員会において、各委員の評価点を平均した点(小数点第2位四捨五入)に加え、一次審査で得た点数の合計点数が事業者の中で1位の者を受託候補者として決定する。ただし、最高得点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を受託候補者として選定する。なお、評価点の合計が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、選定委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定する。

また、評価点の合計が100点満点中6割に満たないものは受託候補者とはしない。

- (2) 選定における評価基準は別紙「西条市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定支援業務 評価基準」のとおり。
- (3) 交渉権第1位に選定された受託予定者とは、契約内容等について協議を行う。なお、交渉権第1位に選定された受託候補者との協議の結

果、合意に至らなかった場合等は、次点の参加事業者と契約交渉を行う。

### 1.3 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日を定める条例（平成16年西条市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。  
受付場所：3に示すとおり  
受付時間：午前8時30分から午後5時15分（※閉庁日を除く。）
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

### 1.4 契約の手続き

- (1) 受託候補者として特定された者は、速やかに、本市と選定された提案内容を基に、本業務仕様書の内容について協議し、西条市契約規則に基づき契約を締結する。なお、委託予定業者の提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託候補者との協議により、項目を追加及び削除する場合がある。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。
- (2) 内容が決定した後、地方自治法施行令（第167条の2第1項第2号）の規定による随意契約の方法により、本市と特定者との間で契約を締結する。なお、受託候補者が何らかの理由により契約の締結ができなかった場合は、次点の参加事業者と契約交渉を行うものとする。

### 1.5 審査結果の公表

審査結果については、本市ホームページで公表するとともに、全ての参加業者に書面（様式第11号）により通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含

まない)以内に、書面により市長(都市計画課)に対して説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く。)とする。

#### 16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限金額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

#### 17 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合、及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないこと。
- (2) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、全額参加者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出書類は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈(訳文等)を付記する。
- (5) 提出書類等の作成に用いる通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (6) 提出された提案書は返却しない。
- (7) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が別に定め

る本件の参加表明後、辞退する場合は、速やかに事務局電話連絡の上、社名、代表者名、担当者名を明記した辞退届を事務局に持参し、又は郵送すること。

別表

(1) 事業者の評価（配点の内訳）

| 評価項目 | 評価項目     | 着眼点   | 配点 |    |
|------|----------|---|----|----|
| 実績   | 事業者      | 過去 10 年間に於ける西条市の都市計画に係る委託業務の実績<br>※都市計画に係る委託業務とは、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関連する上位計画及び関連計画の策定や調査等の委託業務のことをいう。 | 4  |    |
|      | 管理技術者    | 過去 10 年間に於ける実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                           | 3  |    |
|      |          | 過去 10 年間に於ける愛媛県内での実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                     | 3  |    |
|      | 照査技術者    | 過去 10 年間に於ける実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                           | 2  |    |
|      |          | 過去 10 年間に於ける愛媛県内での実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                     | 2  |    |
|      | 主たる担当技術者 | 過去 10 年間に於ける実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                           | 3  |    |
|      |          | 過去 10 年間に於ける愛媛県内での実績<br>①立地適正化計画の業務経歴<br>②都市計画マスタープランの業務経歴<br>※管理技術者、担当技術者として従事した実績                     | 3  |    |
|      | 合計       |   |    | 20 |

(2) 提案内容の評価 (配点の内訳)

| 評価項目   | 評価項目                | 着眼点                                | 配点  |    |
|--------|---------------------|------------------------------------|---|----|
| 企画提案内容 | 業務理解度 (目的、条件、内容の理解) | 本業務の背景、業務目的を理解した上での提案となっているか。      | 10  |    |
|        | 実施手順及び工程の妥当性        | 業務内容を的確に把握し、効率的な手順で無理の無い手順となっているか。 | 10  |    |
|        | 企画提案                | 現行計画の評価・検証手法に関する提案                 | ・評価・検証の方法が的確で、具体的な記述があるか。<br>・評価・検証結果が他の業務でも活用できるか。                       | 10 |
|        |                     | 西条市のまちづくり動向を踏まえた計画内容の提案            | ・当市の地域特性や課題等を踏まえた提案となっているか。<br>・上位計画や関連計画との整合が取れているか。                     | 10 |
|        |                     | 立地適正化計画における効果的な防災指針作成に関する提案        | ・当市におけるハザード情報を踏まえた提案になっているか。<br>・市民等に対して分かりやすく啓発できる仕組みが提案されているか。          | 10 |
|        |                     | 住民や策定委員会等との合意形成に対する提案              | ・住民の意向を有効に活用できる方法が提案されているか。<br>・策定委員会等への運営支援方法について適切な提案がされているか。           | 10 |
|        |                     | 実現性                                | ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。<br>・提案内容の実現性を裏付ける類似実績などが明示されている場合、優位に評価する。 | 10 |
|        |                     | 独創性                                | 仕様書以上の新しい提案があり、本業務の遂行にあたって有効と認められる場合、優位に評価する。                             | 10 |
| 合計     |                     |                                    | 80  |    |